

中小企業者向け融資制度

..... ご利用いただける方

①信用保証協会の保証対象業種であること

②市税を完納していること

③現在、金融機関取引停止処分中または第1回不渡処分中でないこと

④現在、この制度を利用していないことまたはこの制度の融資額の1/2以上を償還していること（一部資金を除く）

⑤事業所得の申告をしていること

⑥許認可を必要とする事業についてはその許認可を得ていること

⑦申込時に休業していないこと

※申込時において近い将来に市外転居が決定している場合、または予定している場合は融資の対象外となります。

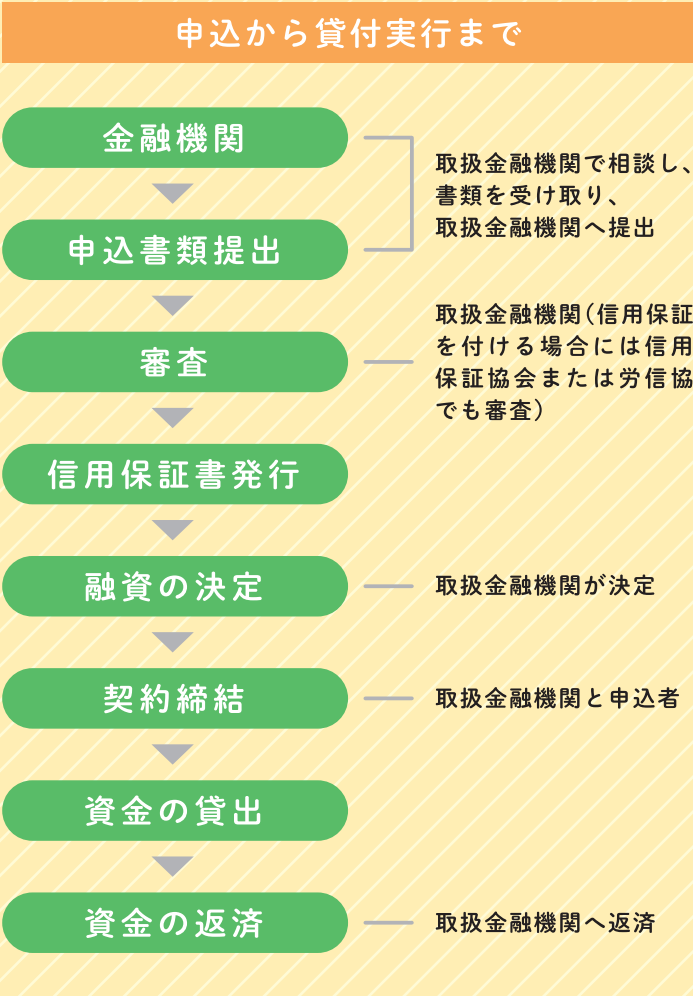
※その他各種制度の詳細や申込必要書類については、取扱金融機関へおたずねください。

中小企業者とは

業種名	資本金	従業員
下記以外の業種	3億円以下	300人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業		100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※「資本金」「従業員」のいずれかの条件を満たせばよい。
※医療法人は除く。

取扱金融機関・大分県信用保証協会お問い合わせ先											
名 称	お問い合わせ先	開業資金	小規模企業者事業資金	災害対応資金	中小企業者事業資金	チャレンジ資金 新分野	経営安定化資金	環境保全資金	住宅資金	厚生資金	生活安定特別資金
大 分 銀 行	最寄りの営業店舗へお問い合わせください。	○	○	○	○	○	○	○			
豊 和 銀 行	最寄りの営業店舗へお問い合わせください。	○	○	○	○	○	○	○	○		
大 分 信 用 金 庫	0120-120-827	○	○	○	○	○	○	○	○		
大分みらい信用金庫	0120-361-014	○	○	○	○	○	○	○	○		
大 分 県 信 用 組 合	0120-017-319	○	○	○	○	○	○	○	○		
商 工 中 金	097-534-4157 (商工中金 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
三 井 住 友 銀 行	097-532-5163 (三井住友銀行 大分法人営業部)	○	○	○	○	○	○				
西 日 本 シ テ ィ 銀 行	097-532-1231 (西日本シティ銀行 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
伊 予 銀 行	097-532-6171 (伊予銀行 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
北 九 州 銀 行	097-536-1251 (北九州銀行 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
肥 後 銀 行	097-534-1551 (肥後銀行 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
愛 媛 銀 行	097-536-5515 (愛媛銀行 大分支店)	○	○	○	○	○	○				
九 州 労 働 金 庫	097-536-6366 (九州労働金庫 大分支店)								○	○	○
大分県信用保証協会	097-532-8246 (保証部 保証一課)	○	○	○	○	○	○	○			



小規模企業者とは

従業員20人以下【商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人以下】

※商業とは、卸売業、小売業(飲食店を含む)を指します。

2025年度版

大分市中小企業等融資制度



～ここがポイント～

◎ 新たな事業へのチャレンジを応援する **新分野チャレンジ資金**

▶ 低利率(1.3%)かつ大分市が信用保証料を全額補助します。

▶ 売上高減少や売上高総利益率減少の融資要件はありません。

◎ 開業資金で、**経営者保証を提供しない場合の信用保証料**についても大分市が **全額補助**

◎ 開業資金以外の資金でも、一定の要件を満たしている場合、**経営者保証なしで融資を受けられます。**

▶ 信用保証料率の上乗せが発生する場合があります。

▶ 詳細は取扱金融機関・大分県信用保証協会へご相談ください。

▶ 大分市が信用保証料の一部または全部を補助します。



お問い合わせ先

中小企業者向け融資

・開業資金

・中小企業者事業資金

・環境保全資金

・小規模企業者事業資金

・新分野チャレンジ資金

・夏期特別資金

・災害対応資金

・経営安定化資金

・年末特別資金

大分市創業経営支援課 TEL 585-6029

またはポスターの貼ってある金融機関

勤労者向け融資

大分市商工労政課 TEL 537-5964

1. 中小企業者向け融資制度

資金名		融資限度額	融資対象	融資利率	信用保証料率 ^{◆1}	融資期間 (据置可能期間)	資金使途	担保および保証人 ^{◆2}	返済方法	申込先		
事業資金	開業資金 (創業関連保証) (スタートアップ創出促進保証※) ※会社のみ対象	3,000万円 ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は 3,500万円	中小企業者および開業予定の個人 ●申込み時において市内に居住しており、かつ市内に開業予定の者または開業1年未満の者 ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は、その証明が必要	年 1.3 % ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は年 1.25%	市が 全額補助 (創業関連保証は年1.0%) (スタートアップ創出促進保証は年1.2%)	1 年超 7 年以内 (1年以内) ※特定創業支援等事業を受けている場合の融資期間は1年超 10年以内 ※スタートアップ創出促進保証で、一定の要件を満たす場合の据置期間は 3年以内	運転資金 設備資金	担保は不要 ●創業関連保証の場合、連帯保証人は、必要となる場合がある(法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) ●スタートアップ創出促進保証の場合、連帯保証人は不要	元金均等月賦償還	大分銀行※ 豊和銀行※ 大分信用金庫※ 大分みらい信用金庫※ 大分県信用組合※ 商工中金 三井住友銀行 (季節資金は除く) 西日本シティ銀行 伊予銀行 北九州銀行 肥後銀行 (季節資金は除く) 愛媛銀行	左記金融機関の大分市内の本・支店	
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証)	2,000万円	小規模企業者 ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること ●同一事業経営1年以上	年 2.0 %	市が 全額補助 (年0.5%～2.2%)	1 年超 10 年以内 (1年以内)		担保は原則不要 連帯保証人は、必要となる場合がある (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)				
	災害対応資金 (小口零細企業保証)	2,000万円	小規模企業者 ●被災時に市内に住所および事業所を有しており、市が発行する被災証明書を取得していること	年 0.9 %		1 年超 10 年以内 (2年以内)	運転資金 設備資金	担保は必要に応じて徴求する 連帯保証人は、必要となる場合がある (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)				
	中小企業者事業資金	3,000万円	中小企業者 ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること ●同一事業経営1年以上	年 2.2 %	市が 75%～85%補助 (年0.45%～1.9%)	1 年超 10 年以内 (1年以内)						
	新分野 チャレンジ資金		3,000万円	中小企業者 ●新たな事業の展開(新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換)により事業拡大および経営安定化を図る者 ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること ●融資申込時に事業計画書の提出が必要	年 1.3 %	市が 全額補助 (年0.45%～1.9%) ※セーフティネット保証の利用も可						1 年超 10 年以内 (2年以内)
	経営安定化資金	セーフティネット保証融資 (セーフティネット保証)	4,000万円	中小企業者 ●セーフティネット保証(1号～8号)のいずれかの認定を受けていること ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること	5年以内 年 1.5 %(1～4、6号) 年 1.7 %(5、7、8号) 5年超7年以内 年 1.6 %(1～4、6号) 年 1.8 %(5、7、8号)	市が 全額補助 (年0.8%:1～4、6号) 市が 80%補助 (年0.75%:5、7、8号)						1 年超 7 年以内 (1年以内)
緊急支援融資		3,000万円	中小企業者 ●大規模な経済危機等で著しい被害を受けるなど、市長が特に支援が必要と認めた事業者 ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること	別に定める	市が 全額補助	1 年超 10 年以内 (2年以内)						
環境保全資金		1,000万円	中小企業者および中小企業団体 ●市内に工場等を引き続き1年以上有していること ●同一事業経営1年以上	年 1.9 %	市が 全額補助 (年0.45%～1.9%)	1 年超 10 年以内 (1年以内)	環境保全施設の設置・改善および工場等の移転、BEMS・FEMS、業務用燃料電池の購入等	担保等が必要かどうかは取扱金融機関の定めるところによる	一括償還 または 割賦償還	※環境保全資金 取扱金融機関		
季節資金	夏期特別資金 (6月2日～8月20日) 年末特別資金 (11月4日～12月22日)	600万円	中小企業者 ●市内に住所および事業所を引き続き1年以上有していること ●同一事業経営1年以上	年 1.8 % (2024年度実績)	信用保証を付す、付さないは、取扱金融機関の定めるところによる	6 カ月以内	運転資金					

- ◆1 経営者保証なしで融資を希望される場合、経営状況等の要件により信用保証料率に0.25%または0.45%の上乗せが発生することがあります。当該上乗せ分を含めた信用保証料に対し、本市が上記補助割合にて補助します。ただし、融資後の条件変更による追加の信用保証料については、補助の対象外となります。
- ◆2 「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または◆1の信用保証料率上乗せを行う場合に、経営者を保証人とせず融資が受けられます。

2. 中小企業等勤労者向け融資制度

資金名		融資限度額	融資対象	融資利率	信用保証料率	融資期間 (据置可能期間)	資金使途	担保および保証人	返済方法	申込先	
住宅資金		600万円	中小企業等の勤労者 ●市内に住所を有し、同一の中小企業等に引き続き1年以上の勤務実績が有り、自己の居住する住宅を建築または取得しようとする者 ●市税を完納していること	年1.76% 変動金利 ※4月1日、10月1日の年2回見直し	信用保証を付す、付さないは、取扱金融機関の定めるところによる	25年以内	●住宅の新築・増改築および取得 (建売・中古・マンション) ●簡易なりフォームも可	担保等が必要かどうかは取扱金融機関の定めるところによる	変動金利による元利均等月賦償還 ボーナス併用可 繰上償還可	九州労働金庫 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 大分県信用組合	左記金融機関の大分市内の本・支店
厚生資金		200万円	中小企業等の勤労者 ●市内に住所を有し、同一の中小企業等に引き続き1年以上の勤務実績が有る者 ●市税を完納していること	年2.1%		5年以内 (2カ月以内)	●病気療養、出産資金 ●冠婚葬祭資金 ●教育資金 ●臨時の出費資金(火災・天災・その他)		元利均等月賦償還 ボーナス併用可 繰上償還可		
生活安定特別資金	生活安定資金	30万円	失業者 市内に住所を有する、雇用保険の被保険者で倒産等自己の責任(都合)によらない理由で離職した者 ≪雇用保険受給者≫ 離職から受給終了後3カ月以内までに申込みの者 ≪雇用保険受給未到達者≫ 離職後3カ月以内に申込みの者	年1.5%		3年以内 (2カ月以内)	求職活動中の生活資金		元利均等月賦償還 繰上償還可	九州労働金庫	
	賃金遅払資金	遅払賃金の範囲以内 (限度額30万円)	勤労者 市内に住所を有し、所定の賃金支払日から7日を経過した後においても賃金が支払われない者	年2.3%			所定賃金が支払われるまでの生活資金				

(注) 記載事項は2025年4月1日現在のもので、その時々 の 事情により変更されることがあります。また、金融機関ごとに融資枠があります。お申込みの際に金融機関の窓口でご確認ください。